

令和元年度がんばる小規模事業者支援事業（販売促進ツール作成支援）実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「がんばる小規模事業者支援事業（販売促進ツール作成支援）」について、「兵庫県産業労働部補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条と同義とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 卸売業・小売業を主たる事業として営む者
常時使用する従業員の数 5人以下
- (2) サービス業（宿泊業・娯楽業以外）を主たる事業として営む者
常時使用する従業員の数 5人以下
- (3) サービス業のうち宿泊業・娯楽業を主たる事業として営む者
常時使用する従業員の数 20人以下
- (4) 製造業その他を主たる事業として営む者
常時使用する従業員の数 20人以下

2 「県連」とは、兵庫県商工会連合会をいう。

3 「商工会議所」とは、県内の各商工会議所をいう。

4 「商工会」とは、県内の各商工会をいう。

5 「補助事業者」とは、交付要綱第4条第1項に基づく交付決定の通知を受けた県連及び商工会議所をいう。

6 「間接補助事業者」とは、別に定める「令和元年度がんばる小規模事業者支援事業（販売促進ツール作成支援）補助金交付要綱」に基づく交付決定の通知を受けた小規模事業者をいう。

7 「公募要領」とは、別に定める「令和元年度がんばる小規模事業者支援事業（販売促進ツール作成支援）補助金公募要領」をいう。

8 「応募者」とは、公募要領に基づき、第9項に定める応募書類を提出した小規模事業者をいう。

9 「応募書類」とは、応募者が補助事業者に提出した申請書、事業実施計画書その他補助事業者の定める必要書類をいう。

（事業の目的）

第3条 本事業は、小規模事業者における最大の経営課題である営業・販路開拓に対する支援を行うことにより、中小企業振興条例が掲げる小規模事業者の成長発展を促進することを目的とする。

（補助事業者の役割）

第4条 補助事業者は、本事業の事業実施主体として、次の各号に掲げる事務を行う。ただし、県連については、商工会を経由して行うものとする。

- (1) 小規模事業者の応募書類作成等に係る助言
- (2) 応募書類の受け付け及びとりまとめ
- (3) 応募書類の内容審査、意見の付記及び県への提出
- (4) 採択審査委員会での審査結果を踏まえての応募者への採択または不採択の通知
- (5) 間接補助事業者への事業実施に係る支援
- (6) その他、補助事業実施上必要と認められる事務

（補助）

第5条 知事は、補助事業者が実施する、販路開拓ツール作成支援事業に要する経費について、予算の範囲内において別表に定める額を補助する。

(補助期間)

第6条 前条にかかる補助期間は、事業認定の日から令和2年1月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、交付要綱第3条に基づき補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を知事に提出する。

- (1)「補助金交付申請書(交付要綱様式第1号)」
- (2)「交付要綱第4条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(交付要綱様式第1号の2)」
- (2)「補助事業計画書(交付要綱別紙1)」

2 知事は、補助金を交付すべきものと認められる場合は、交付要綱第4条に基づき、「補助金交付決定通知書(交付要綱様式第2号)」を補助事業者へ通知する。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助事業者は、交付要綱第8条第1項に基づき交付決定額の変更を受けようとする場合は、次に掲げる書類を知事に提出する。

- (1)「補助金変更交付申請書(交付要綱様式第7号)」
- (2)「補助事業変更計画書(交付要綱別紙1に準ずる)」

2 知事は、交付決定額を変更すべきものと認められる場合は、交付要綱第8条第2項に基づき、「補助金交付決定変更通知書(交付要綱様式第8号)」を補助事業者へ通知する。

(事業実績等の報告)

第9条 補助事業者は、事業実績について、交付要綱第11条に基づき次に掲げる書類を知事に提出する。提出期限は、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日、または当該事業年度の翌年度の2月10日のいずれか早い日までとする。

- (1)「補助事業実績報告書(交付要綱様式第10号)」
- (2)「補助事業実績報告書(交付要綱別紙2)」

2 知事は、前項に定めるほか必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、第7条第2項もしくは第8条第2項により通知された交付決定額に関して、交付要綱第14条に基づき「補助金請求書(交付要綱様式第12号)」を知事に提出する。これに対して、知事は補助事業者へ補助金を支払う。

(間接補助事業者)

第11条 間接補助事業者は、平成31年4月1日現在、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画または経営力向上計画に基づき販路開拓の取組を実施する小規模事業者とする。

2 但し、前項に定める対象者からの申請数が予定数に満たない場合は、上記計画の計画期間を終了した小規模事業者についても対象とする。

(間接補助事業者の募集・選定)

第12条 補助事業者が間接補助事業者を募集するにあたっては、公募要領に基づき、補助事業者及び県等を通じて周知し、公募を行う。

2 補助事業者は、小規模事業者が応募書類を作成するにあたって必要な助言を行うものとする。

3 補助事業者は、応募書類の内容を審査し、補助事業者としての意見を付したうえで、県が設置する採択審査委員会事務局へ応募書類を提出する。

4 間接補助事業者を選定する際は、採択審査委員会において審査を実施する。審査方法は県が別に定める。

5 支援対象事業者は20者程度とする。

6 前項に定める支援対象事業者数は、合理的な理由が認められる場合は、増減できるものとする。

7 補助事業者は、採択審査委員会での審査結果を、応募者へ通知する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月26日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (実施要領第6条関係)

補助対象経費	小規模事業者等が行う販路開拓ツールの作成等に要する下記に掲げる経費 (1) 広報費 ウェブサイト作成・更新、チラシ・DMの作成・発送、広告掲載、販促品作成
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	1事業者あたり250千円を限度とし、知事が予算の範囲内で必要と認めた額